

**農地を農地として売買・貸借する場合の申請について**  
**(農業経営基盤強化促進法による申請)**

農業経営基盤強化促進法による申請要件					
所有権移転	・ 買い手が認定農業者か専業農家(64歳以下で経営面積93a越えて、農業に常時従事)				
	・ 対象農地は適正に耕作できる状態であること(現況農地以外は不可)				
	・ 未相続の場合は事前に相続をすませること				
	・ 農地に抵当権が設定されている場合、移転日までに抹消可能であること				
貸借権設定	・ 借り手が農家(兼業でも可)で、契約後農地の有効利用が見込まれること				
	・ 借り手の現在の経営農地が適正に管理されていること(耕作放棄ない)				
	・ 借り手の世帯員合計農業従事日数おおむね150日あること				
	・ 対象農地は適正に耕作できる状態であること(現況農地以外は不可)				
	・ 未相続の場合は相続人の持分2分の1超の同意が必要(5年以内の契約可)				
申請書類・添付書類					
*申請時に作成する書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
共通	農業経営基盤強化促進法による申出書		○	両者の連名・印 ※所有権移転の場合譲渡人は実印	◎
	農用地利用計画各筆明細		○	両者の連名・印 ※所有権移転の場合譲渡人は実印	◎
貸借	同意書・持分を証する書類(相続関係説明図、戸籍関係書類)	○		未相続の場合のみ	△
所有権	承諾書兼登記原因証明情報	○			◎
	登記嘱託請求書		○		◎
*申請時にそろえる書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
所有権移転	登記簿謄本	○		法務局諫早支局で取得(1通1,000円)	◎
	固定資産価格通知書(登記用)	○		税務課・支所地域振興課	◎
	印鑑証明書	○		総合窓口課・支所地域振興課	◎
	印鑑		○	譲渡人…実印・譲受人…認印	◎
	住民票		○	総合窓口課・支所地域振興課	◎
	住民票又は戸籍附票	○		総合窓口課・支所地域振興課 ※登記簿住所と現住所が異なる場合のみ	△
	収入印紙 (金額は右欄により計算)			○	
*支払完了後必要な書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
入金を確認できるもの(写し)			○	領収書(写)・振込通知(写)等	◎

【添付の要否区分】

- ◎ 全ての申請に原則として必ず添付
- 申請目的によっては、原則として添付
- △ 特別な場合に添付

【提出部数】

申請書…1部 添付書類…1部

【標準処理受付期間】

毎月8日～14日 (ただし、14日が閉庁日のときは、翌開庁日まで受付可)

※ 申請書類等不備により、締切日までに不足資料が間に合わないときは翌月分扱いになりますので、余裕をもったの提出をお願いいたします。